

2020年
4月版

漁業施設共済 [漁具]



1 「ぎょさい」制度とは

- 漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とした「漁業災害補償法」に基づく共済制度です。
- 国の災害対策や漁業振興策として重要な役割を担っていることから、国などが共済掛金の補助を行っています。

2 漁業施設共済(漁具)とは

定置網とまき網を対象(下表参照)として、供用中の漁具が自然災害等により損壊・流失等した場合、その損害を補償する制度です。

【漁業施設共済の対象(共済目的)】

漁具の種類	共済目的
定置網	定置網(垣網、身網により構成されるものに限る)、固定用ロープ及びいかり並びにこれらの附属具
まき網	まき網(あぐり網、巾着網、縫切網に限る)

【共済目的に関する特約】

共済目的の全てを補償の対象とする契約のほか、共済目的を限定することもできます。

特約の種類	特約の内容
特定部分特約(定置網のみ)	共済目的のうち、定置網本体のみを補償対象とする特約
網地特約	共済目的のうち、網地のみを補償対象とする特約

3 共済価額と共済金額

- 共済価額(補償の基準となる最高金額で、共済責任開始時の価額をいう。)は、新品時の価格を基準として、使用年数を加味して定めます(使用年数が長くなると共済価額は下がります。)
- 共済金額は最大補償額のこと、共済価額に契約割合を乗じた金額(共済金額=共済価額×契約割合)ですが、下表による上限が定められています。
- 契約割合は、共済事故になった場合、損害額の何割を補償するかを決めるもので、契約時に決定していただきます。

種類	共済金額の上限
定置網	1億6,000万円 又は 共済価額×契約割合80% のいずれか低い額
まき網	1,000万円 又は 共済価額×契約割合80% のいずれか低い額

共済金額が大きくなれば補償も手厚くなります。
(補償が手厚い分、掛金も高くなります。)

4 加入のしかた

原則として、漁獲共済とのセット加入となります。

5 共済責任期間

その漁具の供用期間の全てを含むように定めます(周年操業の場合は1年間)。

6 契約方式と補償の内容

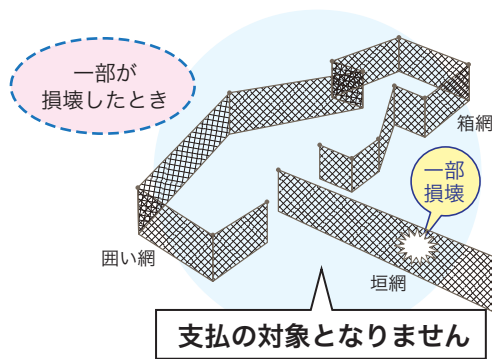
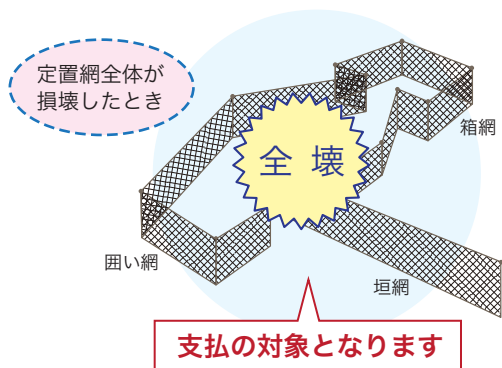
●契約方式は、以下の3種類からの選択をお勧めします。

※小型定置網は、落とし網があるものに限り、分損方式及び各網全損方式を選択できます。

1. 全損方式 ▶ 共済目的が全壊、全流失等した場合に支払の対象となります。

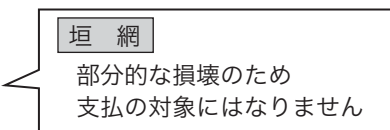
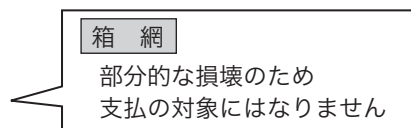
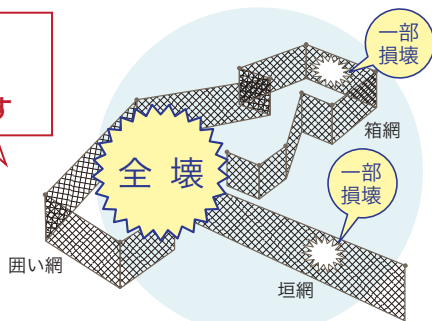
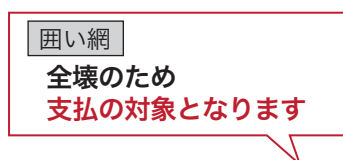
$$\text{共済金} = \text{共済価額} \times \text{支払現有事率}^{\ast} \times \text{契約割合}$$

※支払現有事率は、共済責任開始日から事故発生時までの経過期間に応じて、共済目的の減価分を控除するために定められた率です。



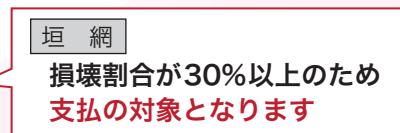
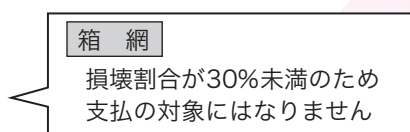
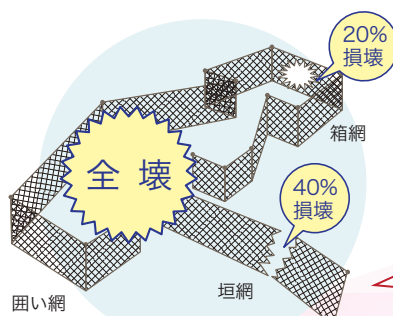
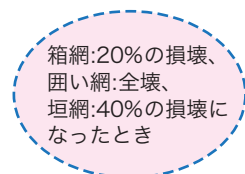
2. 各網全損方式(定置網のみ) ▶ 定置網の各網ごと(垣網・囲い網・箱網)に全壊、全流失等した場合に支払の対象となります。

$$\text{共済金} = \text{全壊等した網の部分の共済価額} \times \text{支払現有事率} \times \text{契約割合}$$



3. 分損方式 ▶ 共済目的ごと(垣網・囲い網・箱網)の損壊、流失等による損壊割合(金額ベース：新品時の価格に対する損害額の割合)が30%以上の場合に支払の対象となります。

$$\text{共済金} = \text{支払対象となる部分の共済価額} \times \text{支払現有事率} \times \text{損壊割合} \times \text{契約割合}$$



7 共済掛金

- 共済掛金率は都道府県ごと、漁具の種類ごと、契約方式ごとに定められています（共済掛金率は定期的に見直されます。）。
- 以下の共済掛金の割増引があります。
 - ア. 包括割引…加入区（都道府県が定める一定区域）ごとに、同一の契約者が複数の定置網を漁業施設共済契約に同時に付した場合、共済掛金率が10%割引となります。
 - イ. 集団割引…加入区内の契約者（特定2号漁業者）が2名以上でかつ複数の定置網を供用し、その全てを漁業施設共済契約に同時に付した場合、共済掛金率が10%割引となります。
- ※ア、イともに「契約割合30%以上」かつ「地震等限定てん補方式（地震等限定低てん補方式含む。）以外」での契約が対象です。
- ※特定2号漁業者とは、定置漁業を年間90日超営み、その漁獲金額が200万円超の漁業者をいいます。
- ウ. 等級別割増引…共済掛金率には前年度契約の事故の有無による割増・割引があります（20%割引～50%割増）。
- エ. 長期特約割増…継続申込特約（4年間セット）の契約は共済掛金率が10%割増となります（4年間とも無事故又は少額共済金の場合には、無事故返戻金を受けられます。）。
- 共済掛金は分割支払が可能な場合があります。
- 共済掛金は全額損金（必要経費）算入できます。

8 国の共済掛金補助

国の共済掛金補助の対象となっている漁獲共済の契約とセットで加入すると、漁業施設共済の共済掛金の一部を国が補助します。

【国の掛金補助率】

区 分		補助限度率	補 助 率	
			義務加入	連合加入
定置網	小型定置	60/100	1/2	1/4
	大型定置	50/100	1/3	1/6
まき網	20トン未満	60/100	1/2	1/4
	20トン以上50トン未満	50/100	1/3	1/6
	50トン以上100トン未満	47/100	1/4	1/8

（注）補助限度率を超える契約割合は補助対象となりません。

漁 獲 共 済

不漁や自然災害等による水揚げ減少に

+

漁業施設共済

漁具の損壊・流失等に

**セット加入で
しっかりとした備えに**

「ぎょさい」に加入してから守っていただく大切なこと

- 漁場の位置又は区域、漁具等に変更が生じた場合は、漁協又は共済組合に速やかに連絡して下さい。
- 被害が発生したときは、速やかに漁協又は共済組合に連絡するとともに、被害状況がわかるように必ず写真を撮影して下さい。
- 復旧費用の見積書等は必ず保管しておいて下さい。

注1

次の場合は共済金が支払われません

- 戦争その他の変乱による損害
- 盗難による損害
- 契約者自身の行為（重過失のあるものに限る。）による損害
- 漁業に供用していない時に受けた損害

注2

次の場合は、共済金の全部又は一部が減額されることがあります

- 上記の事項が守れないとき。
- 申込書に不実の記載があったとき。
- 通常行う漁具の管理、損害防止等を怠ったとき。
- 共済金が1万円未満のとき。
- その他、共済規程で定める事由に該当するとき。

詳しくは、漁協又は共済組合にお問い合わせ下さい。

 **ぎょさい**
URL: <http://www.gyosai.or.jp>

ぎょさい

検索 